

令和8年度

自治会向け補助金

活用ガイドブック

いもとうの
さつきちゃんです

まにがおせわに
なれます



こうこうちは
さつきちゃんです



和光市

【目次】

- P. 1 目次
自治会向けの補助金のご案内
- P. 2 補助金を申請する際のご注意（市への申請全般に関すること）
- P. 3 1-1 『和光市自治会補助金』の概要
- P. 5 1-2 『自治会合併補助金事業』の概要
- P. 12 2 『和光市自主防災組織活動事業費補助金』の概要
- P. 20 3 『和光市防犯灯補助金』の概要
- P. 25 4 『和光市リサイクル活動推進費補助金』の概要
- P. 30 参考 各補助金交付要綱

自治会向けの補助金のご案内



和光市

和光市では、豊かな地域社会づくりを促進するために、自治会に対し、様々な補助金を交付しています。

このガイドブックは、それらの各種補助金を取りまとめたものです。補助金をご活用いただき、地域づくりの推進にお役立てください。

【全補助金を申請する際の共通注意事項】

- 印鑑について

和光市自治会補助金提出書類「前年度決算報告書」、及び和光市リサイクル活動推進費補助金に係る申請書等には印鑑が必要です。また、金額訂正等には訂正印が必要です。※申請書の合計金額欄の訂正はできません。シャチハタ（本体部分にインクが入っているもの）は使用できません。

- 市役所窓口での申請の際に

市役所窓口で申請する際に、念のため訂正用に**印鑑をお持ちください。**

（職員が書類の確認をし訂正等があった場合、その場で訂正印として使用できるため。）

- 「消せるボールペン」について

摩擦熱等を使ってインクが消える通称「消せるボールペン」は使用できません。

- 修正ペン、修正テープについて

修正ペン、修正テープは使用出来ません。使用している場合は書き直しとなります。訂正箇所には、二重線の上、訂正印を押してください。

※申請書の合計金額欄の訂正はできません。書き直しとなりますのでご注意ください。

- 振込先にゆうちょ銀行を指定する場合のご注意

支店名には、ゆうちょ銀行から指定された3ケタの数字をご記入ください。

1-1 『和光市自治会補助金』の概要

● 制度の概要

豊かな地域社会づくりのため、地域活動を継続的に行っている自治会に対し、健全な自治会運営のために交付される補助金制度です。

● 補助金額

・及び・の合計額になります。

- ・（世帯割） 500円×加入世帯数
- ・（規模割） 自治会の加入世帯数に応じて

加入世帯数	補助金額
50世帯以下	7,000円
51世帯から99世帯まで	15,000円
100世帯から200世帯まで	30,000円
201世帯から500世帯まで	40,000円
501世帯以上	50,000円

※和光市自治会補助金交付要綱（P.30）

● 申請できる団体

自治会登録の届出をしている自治会

● 申請時期

令和8年6月30日（火）まで

● 提出書類

①～⑤は、市HPから様式をダウンロードできます。（ダウンロード方法はP.6）

②～⑤は、自治会の総会資料等で、同様の記載があるものを提出いただくこともできます。

① 自治会補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）

② 前年度の事業報告書

③ 前年度の決算報告書

④ 今年度の事業計画書

⑤ 今年度の予算計画書

⑥ 加入世帯数が確認できる自治会会員名簿

②～⑤の資料が含まれている
総会資料でも代用可

（フルネーム・住所が記載されていない場合、「上記内容に相違なし〇〇自治会〇〇会長」と記載し押印をお願いします。）

【和光市自治会補助金を申請する際のご注意】

● 添付書類について

提出書類である「自治会補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）」の他に、添付書類として「R7事業報告書」「R8事業計画書」「R7決算報告書」「R8予算計画書」「自治会員名簿」の5点があります。様式は自由ですので、これら5点の内容が含まれている総会資料をそのままお持ちいただいても構いません。

● ①自治会補助金交付申請書兼請求書 預金名義について

- * 自治会に対する補助のため、個人名義の口座には振り込みができません。預金名義は「〇〇自治会」、「〇〇自治会 会長〇〇」または「〇〇自治会 会計〇〇」のいずれかをお願いします。
- * 預金名義が旧会長名または旧会計名になっている場合は変更してください。
(預金名義に会長名や会計名の記載が無く、「〇〇自治会」のみの場合は、変更の必要はありません。)
- * 例年、口座番号の書き間違いや、氏名の読み方が違うために振り込みできないことがあります。通帳表紙の裏面にカタカナで表示されている名義を確認して記入してください。

● ③決算報告書及び⑤予算計画書 神社等への奉納金について

市から補助金を受けている場合、同一会計内での、神社等への奉納金は認められておりません。神社で行う祭りへの協賛金は認められています。

● ⑥自治会 会員名簿

自治会会員名簿等、自治会加入世帯数が確認できるものをご提出ください。

申請書と名簿の加入世帯数が合致していることの確認をさせていただきます。

- * 名簿には、加入世帯の住所、世帯主名（フルネーム）を記載してください。
- * 全ての加入世帯の住所、世帯主名（フルネーム）の記載がない資料を提出する場合は、最後に「上記の内容に間違いありません」等と奥書をして、自治会長が署名・押印してください。
- * 正確な世帯数を報告してください。公費の適正な支出のため、加入世帯を現地や住民台帳で確認させていただく場合があります。

1-2 『自治会合併補助金事業』の概要

- 制度の概要

自治会の組織基盤の強化を図り、自治会活動及び地域コミュニティの活性化に資するため、合併を行った自治会に対し補助金を交付します。

- 補助対象

和光市内の2つ以上の隣接また近接している自治会がひとつの自治会に合併した場合。

- 補助金額

合併自治会を設立する前の自治会の数に10万円を乗じて得た額。

（例）A自治会＋B自治会→C自治会となる場合、

$A \cdot B$ （2自治会） $\times 10$ 万円＝20万円をC自治会に補助

- 申請できる自治会

合併した自治会として設立の届出をした自治会のうち、希望する自治会。

※合併を検討している自治会は、合併予定の全自治会長と市による事前協議の機会を設けますので、下記担当までご連絡ください。

■ 自治会補助金申請に関する問合せ先・申請先 ■

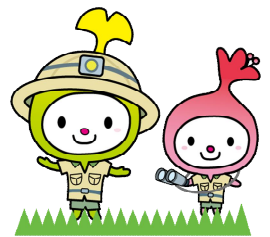
市民活動推進課 協働推進担当（市役所6F）

住 所：〒351-0192 和光市広沢 1-5

電 話：048-424-9120

F A X：048-464-2090

メール：c0200@city.wako.lg.jp

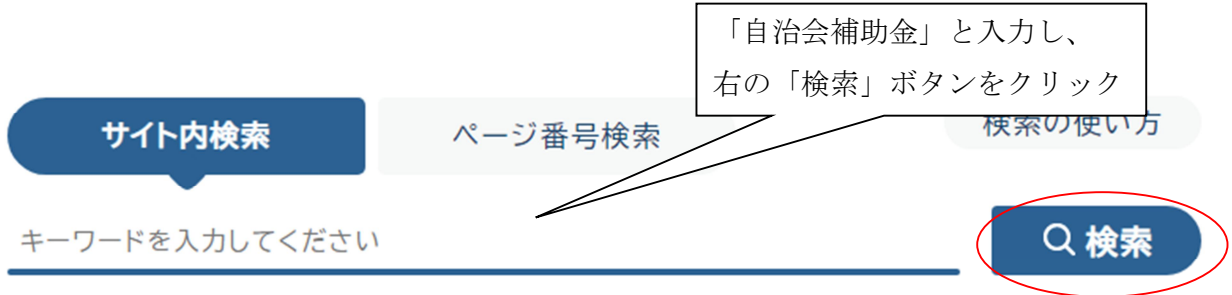




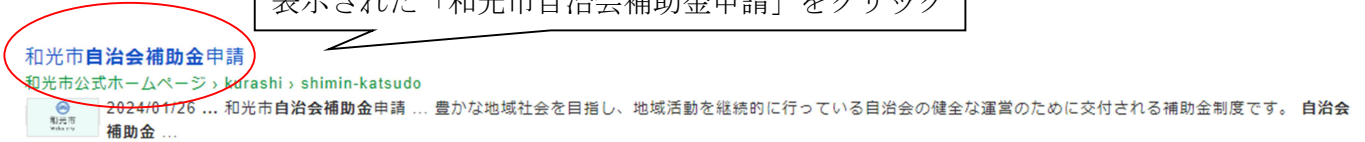
● 『自治会補助金』 申請書ダウンロード方法

申請書の記入は手書きでも
印字でもどちらでも構いません

(1) 和光市ホームページ内検索に「自治会補助金」と入力し検索。



表示された「和光市自治会補助金申請」をクリック



【URL】

<https://www.city.wako.lg.jp/kurashi/shimin-katsudo/1003081/1003093/1003094/1003095.html>

(2) 下部『申請書類』から書類をダウンロードする。



記入例①

様式第2号（第5条関係）

自治会補助金交付申請書兼請求書

6/30 以前の日付

8年 月 日

和光市長 様

自治会名 **さいたま和光自治会**
 会長名 **和光 太郎**

自治会補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

令和8年 4月 1日現在の自治会加入世帯数			58 世帯	
交付申請額	団体補助	世帯割	<u>58</u> 世帯 × 500円	① 29,000 円
		規割	(1) 50世帯以下	7,000円
	(2) <u>51~99世帯</u>		15,000円	
	(3) 100~200世帯		30,000円	
	(4) 201~500世帯		40,000円	
	(5) 501世帯以上		50,000円	
合計			①+② 44,000 円	

添付書類

- (1) 自治会会員名簿又はそれに準ずるもの
- (2) 当該年度の事業計画書及び予算計画書
- (3) 前年度の事業報告書及び決算報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

合計金額欄は、
 金額の訂正印不可。
 *修正ペン・テープは
 全てにおいて使用不可。

通帳に記載された名義を記入
 *注意事項あり
 (P.4をご覧ください。)

振り込んでください。

		埼玉りそな銀行	和光支店
振込先	口座番号	普通・当座 1234567	
	フリガナ	サイタマワコウジチカイ カイチヨウ ワコウタロウ	
	預金名義	さいたま和光自治会 会長 和光太郎	

記入例②

令和7年度 事業報告書

(自治会名 **さいたま和光自治会**)

日 時	事 業 名	会 場	内 容 (参加人数)
4/1	役員会	会長宅	総会資料確認 (4名)
4/8	総会	集会所	会員58名
4/9	防犯パトロール	自治会内	20名
5/20	自治連総会	サンアゼリア	1名
6/11	クリーンオフ和光	自治会内	100名
6/25	地域防災訓練	新倉小学校	58名
7/6	自治連地区懇談会	地域センター	1名
8/11	夏祭り	〇〇神社	150名
9/18	敬老の日お祝い	集会所	5名
10/21	自治連60周年記念	サンアゼリア	2名
11/19	クリーンオフ和光	自治会内	100名
12/10	防犯パトロール	自治会内	30名
1/13	餅つき大会	集会所	120名
1/20	役員会	会長宅	(5名)
2/24	自治連新年顔合わせ	サンアゼリア	2名
2/14	自治連地区懇談会	地域センター	1名
2/25	クリーンオフ和光	自治会内	100名
2/28	自治連視察研修	東京有明	1名
3/23	役員会	会長宅	来年度事業について (5名)

同様の記載があれば総会資料で
代用可能

記入例③

令和7年度決算報告書

(自治会名 **さいたま和光自治会**)

【収入】

項目	金額	内訳
繰越金	120.000	前年度から
自治会補助金	44.000	58世帯
自治会費	69.600	100円×12ヶ月×58世帯
まつり売上金	100.000	
寄付金	50.000	
合計	① 383.000	

同様の記載があれば総会資料で
代用可能

【支出】

項目	金額	内訳
自治会連合会会費	3.480	60円×58世帯
総会費	30.000	お茶・お菓子代
事務費	2.585	コピー用紙等
夏祭り費用	50.000	材料費等
クリーンオフ和光費用	18.000	お茶代
敬老の日お祝い	15.000	3,000円×5名
餅つき大会費用	50.000	材料費等
会長手当	10.000	
役員手当	9.000	3,000円×3名
〇〇神社協賛金	10.000	
合計	② 198.065	

令和7年度予算計画書の繰越金と一致します。

収入総額(①の金額) **383.000円** 支出総額(②の金額) **198.065円**

残金(①-②の金額) **184.935円**を令和8年度に繰り越します。

監査がないときは、会長または会計の名前と印で代用可。

※シャチハタは使用不可。

監査 **協働 好次郎**

印

記入例④

令和8年度 事業計画書

(自治会名 **さいたま和光自治会**)

日 時	事 業 名	会 場	内 容 (参加人数)
4月	役員会	会長宅	総会資料確認
"	総会	集会所	
"	防犯パトロール	自治会内	
5月	バス研修会		〇〇へ視察
"	自治連総会	サンアゼリア	
6月	防災訓練	新倉小	
"	クリーンオフ和光	自治会内	清掃
7月	納涼会	集会所	
"	自治連地区懇談会	地域センター	
9月	敬老の日お祝い	集会所	食事会
"	消火器取り付け	役員にて	5ヶ所予定
11月	クリーンオフ和光	自治会内	清掃
12月	防犯パトロール	自治会内	
"	クリスマス会	集会所	子供会
1月	餅つき大会	集会所	
"	役員会	会長宅	
2月	自治連地区懇談会	地域センター	
3月	クリーンオフ和光	自治会内	清掃
"	役員会	会長宅	来年度の予定
"	防犯パトロール	自治会内	

同様の記載があれば総会資料で
代用可能

記入例⑤

令和 8 年度 予算計画書

(自治会名 **さいたま和光自治会**)

【 収 入 】

項 目	金 額	内 容
繰越金	184,935	前年度から
自治会補助金	44,000	58世帯
自治会費	69,600	100円×12ヶ月×58世帯
まつり売上金	100,000	
寄付金	50,000	
研修参加者負担金	225,000	5,000円×45人
合 計	① 673,535	

令和7年度決算の残金と一致します

【 支 出 】

項 目	金 額	内 容
自治会連合会会費	3,480	60円×58世帯
総会費	15,000	
事務費	3,000	コピー用紙等
夏祭り費用	100,000	
クリーンオフ和光費用	18,000	お茶代
研修費用	215,000	バス代含む
敬老の日お祝い	15,000	
消火器取り付け費用	50,000	
クリスマス会費用	50,000	
餅つき大会費用	50,000	
懇親会費	10,000	
会長手当	10,000	
役員手当	9,000	3,000円×3名
予備費	125,055	
合 計	② 673,535	

同様の記載があれば総会資料で代用可能

*

収入と支出の合計を合わせるために、「予備費」欄で調整します。

この場合、
673,535 - 548,480 (*印の合計)
= 125,055円 となります。

「繰越」という言葉を使っている自治会がありますが、「予備費」または「積立金」としてください。

収入合計(上記①)と一致

※ 収入合計① = 支出合計②となるようにしてください。

2 『和光市自主防災組織活動事業費補助金』の概要

● 制度の概要

自主的な防災活動の促進のため、自治会等を単位とした自主防災組織の防災活動に対して交付される補助金制度です。

● 補助金額

事業名	補助金の額・補助限度額
防災訓練・啓発事業	・当該事業に要する経費の額 ・150円×世帯数又は10万円 上記のうち、いずれか少ない額
防災資機材整備事業	・当該事業に要する経費の額の3/4 ・15万円 上記のうち、いずれか少ない額

● 申請できる団体

自治会を単位とするおおむね20世帯以上で構成された自主防災組織

● 実施方法

申請（4月1日～9月30日まで）

必要書類	和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書（様式第2号） （市のホームページからダウンロードできます。）
------	--

※必ず事業実施前に申請してください。交付決定前に実施した事業については、対象外です。

※昨今、申請団体が急増しています。予算額が上限に達した時点で、今年度の補助事業は終了となりますので、あらかじめご了承ください。

↓

交付決定（和光市から送付）

↓

事業実施（訓練、資機材購入等）

↓



報告（3月 第1金曜日まで）※お早めにご提出ください。

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・和光市自主防災組織活動実績報告書（様式第4号） （市のホームページからダウンロードできます。） ・領収書（支出額がわかるもの）※コピー可 ・明細書又は納品書（品目がわかるもの）※コピー可 ・写真 <ul style="list-style-type: none"> 【 訓練事業 …訓練の様子がわかるもの、 資機材整備事業 …購入した品目・数量がわかるもの
------	---

※事業の進捗上やむを得ず遅れる場合は、事前にご相談ください。



入金

● 注意事項

- ・例年、添付資料が不足している団体が多く見受けられます。ご提出前に添付資料をご確認ください。
- ・実績報告書をご提出の際、口座番号・銀行支店名・預金名義に誤りがないか、必ずご確認ください。
- ・防災訓練・啓発事業において、炊き出しを実施する際、おにぎりやお惣菜等の購入は補助金の対象外です。
- ・防災資機材整備事業において、消耗品や送料は補助金の対象外です。
- ・和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書（様式第2号）の「・防災資機材整備事業」において、「その他」で申請する場合は、事前に危機管理室までご相談ください。
- ・申請及び報告の受付は平日の午前8：30～午後5：15までです。

● 防災に関するその他の支援

- (1) 市の備蓄食料の提供（訓練やイベント事業の際に活用できます）
 - ・炊き出しセット（アルファ米）…1箱（50食）単位
 - ・ビスケット…1箱（60食）単位
 - ・飲料水…1箱（2.0L×6本）単位
- (2) わこう市政学習おとどけ講座による職員派遣
 - ・防災講座（首都直下地震の基礎知識、ハザードマップの見方 等）
 - ・防犯対策（犯罪にあわないためのノウハウ）
- (3) 埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員の活用
防災訓練（救護訓練、災害図上訓練、勉強会等）に指導員が派遣されます。
- (4) 減災用品支給等事業（高齢者、障害者等の世帯向け）

(5) 防災訓練（救護訓練、消火訓練等）における消防署・消防団の派遣

● 問合せ先・申請先

危機管理室 防災担当（市役所3F）

電話：048-464-1111(内線 2384)

FAX：048-464-1234

メール：b0200@city.wako.lg.jp



記入例

様式第2号（第6条関係）

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書

和光市長 様

自主防災組織の活動補助金を申請時
（9月末日まで）に危機管理室へ提出
してください。

令和 年 月 日

自主防災組織の名称 わこ住宅自主防災組織
 代表者住所 和光市〇〇1丁目1番1号
 代表者氏名 わこう たろう
 電話番号 〇〇〇—〇〇〇〇

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

加入世帯数をご記入ください。

1 世帯数 123 世帯

2 補助対象事業の内容

具体的に記入

＜ 防災訓練・啓発事業

実施目的	自分の命は自分で守るという自助の意識を高め、これまで積み上げてきた共助の力がどれほど発揮できるかを確かめるため。	
実施内容	<input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 救出・救護訓練 <input type="checkbox"/> 防災資機材を活用した訓練 <input type="checkbox"/> 災害シミュレーション訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する講演等の実施 <input type="checkbox"/> その他（	<input checked="" type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> 給水訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する資料展示 <input type="checkbox"/> 防災に関する資料展示 <input type="checkbox"/> 防災に関する資料展示
実施予定日時	令和 年 月 日 9時30分 ～ 13時00分	
実施予定場所	わこ住宅集会所	
参加予定人数	100世帯 200人	

該当訓練にチェック

▶ 防災資機材整備事業

保管場所 わこ住宅防災保管庫

整備内容 以下の表に該当する種別及び品名に○を付けてください。

種別	品名
倉庫	防災用資機材倉庫 <div data-bbox="1034 510 1469 660" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 購入するモノに○を記入 </div>
救出・救護・避難用具	ブルーシート・テント・ 担架 ・車椅子・リヤカー・ 発電機 ・ガソリン携行缶・投光器・災害用トイレ用品
給食用具	鍋・かまど・コンロ・備蓄燃料・調理器具・食器
初期消火用具	バケツ・消火器(詰替え含む)・可搬式ポンプ・スタンドパイプ・消火ホース
医薬品・感染症対策	救急箱・備蓄医薬品・ マスク ・ フェイスシールド ・手袋・アルコール消毒液
その他	

3 事業費の内訳

＜ 防災訓練・啓発事業

種類	単価	個数	計
情報伝達用書類コピー代	10円	246	2,460円
避難誘導用看板設置費用	10,000円	2	20,000円
消費税	円		2,246円
	円		円
税込みであれば計上の必要なし			円
合計			ア 24,706円
補助限度額	150円×123世帯 又は10万円のいずれか少ない額		イ 18,450円
補助金申請額（アとイのうち、少ない額）			18,450円

合計額が150円×世帯数より…

- 低い場合は、その額を記入
- 高い場合は、限度額（150円×世帯数又は10万円）を記入

＞ 防災資機材整備事業

種類	単価	個数	計
担架	8,000円	2	16,000円
発電機	100,000円	1	100,000円
マスク	250円	10	2,500円
フェイスシールド	700円	20	14,000円
消費税	円		13,250円
税込みであれば計上の必要なし			ウ 145,750円
補助限度額	ウ 145,750円の4分の3（小数点以下切捨て） 又は15万円のいずれか少ない額		エ 109,312円
補助金申請額（エの額）			109,312円

△ 合計（上記①②の計） 127,762円

合計額 145,750円の3/4=109,312円（小数点以下切捨て）

計算の結果、額が限度額の15万円より…

- 低い場合はその額を記入
- 高い場合は、限度額15万円を記入

記入例

和光市自主防災組織活動実績報告書

和光市長 様

自主防災組織の事業実施後（最終締め切りは**3月第1金曜日**まで）に危機管理室へ提出してください。

令和 年 月 日

自主防災組織の名称 わこ住宅自主防災組織
 代表者住所 和光市〇〇1丁目1番1号
 代表者氏名 わこう たろう
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

市が発行する補助金交付決定通知書（様式第3号）の日付を記入

令和●年●月●日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の内容

具体的に記入

＜ 防災訓練・啓発事業

実施成果 (具体的に記入)	情報収集・伝達がうまく機能せず、課題が残る結果となった。 自助の意識は高まった。	
実施内容	<input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 救出・救護訓練 <input type="checkbox"/> 防災資機材を活用した訓練 <input type="checkbox"/> 災害シミュレーション訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する講演等の実施 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> 給水訓練 <input type="checkbox"/> 〇〇訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する資料展示
実施日時	令和 〇年 〇月 〇日	9時30分 ~ 13時00分
実施場所	わこ住宅集会所	
参加人数	70世帯 140人	

該当訓練にチェック

＞ 防災資機材整備事業

保管場所 _____ わこ住宅防災保管庫

防災資機材の保管場所を記入

2 事業費の内訳

＜ 防災訓練・啓発事業

種類	単価	個数	計
情報伝達用書類コピー代	10円	246	2,460円
避難誘導用看板設置費用	9,000円	2	18,000円
消費税	円		2,046円
	円		円
	円		円
合計			22,506円
合計又は補助金交付決定額のいずれか少ない額			① 18,450円

税込みであれば計上の必要なし

＞ 防災資機材整備事業

種類	単価	個数	計
担架	8,000円	2	16,000円
発電機	90,000円	1	90,000円
マスク	250円	10	2,500円
フェイスシールド	700円	20	14,000円
消費税	円		12,250円
	円		円
合計			134,750円
合計の4分の3(小数点以下切捨て)又は 補助金交付決定額のいずれか少ない額			②101,062円

合計額が補助金交付決定額より高いため、
補助金交付決定額を記入

税込みであれば計上の必要なし

▲ 合計(上記①②の計) 119,512円

3 添付書類

- ＜ 写真(実施した事業(複数の事業について報告する場合は、そのすべて))
- ＞ 領収書(支出額が確認できるもの)
- ▲ 明細書又は納品書(品目が確認できるもの)

合計額 134,750円の3/4
=101,062円
(小数点以下切捨て)
計算の結果、額が交付決定額
より低い場合、実績報告書の
額を記入する。

4 振込先

金融機関名	わこ <input type="checkbox"/> 銀行・信金・農協 わこ駅前 本店・ <input type="checkbox"/> 支店
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通・当座・貯蓄 (1234567)
預金名義	フリガナ ワロジユウタクジシユボウサイソシキ ダイヒョウ ワロウ タロウ わこ住宅自主防災組織 代表 わこつ たろう

記入の名義と実際の預金名義が異なり、振り込めない
ことがあります。必ず名義をご確認いただくか、通帳表紙
のコピーを添付してください。

3 『和光市防犯灯補助金』の概要

● 制度の概要

私道の安全確保のため、自治会等が行う防犯灯の設置・修繕に対して交付される補助金制度です。

※設置後の電気料金は、設置者の負担になります。

● 補助金額（小数点以下切捨て）

【設置補助金額（1基につき）】

種別	形式	補助率	補助上限額
独立式 （新たに支柱を設置）	LED灯	2分の1	100,000円
	蛍光灯・水銀灯	2分の1	80,000円
共架式 （既設の電柱等に設置）	LED灯	2分の1	40,000円
	蛍光灯・水銀灯	2分の1	30,000円

【修繕補助金額（1基につき）】

種別	形式	補助率	補助上限額
修繕 （電灯本体の交換修理）	蛍光灯・水銀灯から LEDに交換	2分の1	20,000円
	蛍光灯・水銀灯	2分の1	10,000円

※ 補助金の支払額が予算額を越える時点で、今年度の補助事業は終了となります。

● 申請できる団体

自治会等の団体

● 申請方法

次の書類を提出してください。

- ・和光市防犯灯補助金交付申請書（様式第1号）
- ・設置及び修繕前の写真
- ・見込額が確認できる見積書等

● 実績報告

- ・和光市防犯灯補助金実績報告書（様式第3号）
- ・設置及び修繕後の写真
- ・工事費・修繕費を証明する書類（領収書等の金額のわかるもの）

● 問合せ先・申請先

危機管理室 危機管理担当（市役所3F）

電話：048-464-1111（内線2386）

FAX：048-464-1234

メール：b0200@city.wako.lg.jp

記入例

和光市防犯灯補助金交付申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 団体の名称 わこ自治会
 代表者住所 和光市〇〇1丁目1番1号
 代表者氏名 わこう たろう
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

和光市防犯灯補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助対象事業の内容

◀ 防犯灯設置事業

該当する防犯灯の種類に
チェックをしてください。

網掛内は記入不要です

独立式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input checked="" type="checkbox"/> LED防犯灯		
	設置場所	和光市 〇〇1丁目1番2号		
	見込額（税込）	① 〇〇〇〇 円	設置基数	〇 基
	積算根拠	① 円 × 1 / 2 =		円
		補助金申請額		円②
共架式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input checked="" type="checkbox"/> LED防犯灯		
	設置場所	和光市 〇〇1丁目1番3号		
	見込額（税込）	③ 〇〇〇〇 円	設置基数	〇 基
	積算根拠	③ 円 × 1 / 2 =		円
		補助金申請額		円④

▶ 防犯灯修繕事業

修繕	修繕場所	和光市 ○○1丁目1番4号		
	見込額(税込)	⑤	○○○○ 円	修繕基数 ○ 基
	積算根拠	⑤ 円 × 1 / 2 = 円 補助金申請額 円⑥		
修繕 (LED 防犯灯へ の交換)	修繕場所	和光市 ○○1丁目1番5号		
	見込額(税込)	⑦	○○○○ 円	修繕基数 ○ 基
	算定根拠	⑦ 円 × 1 / 2 = 円 補助金申請額 円⑧		

※ 太線の枠内を記入してください。見込額が確認できる見積書等を添付してください。

補助金申請額合計 (②+④+⑥ (又は⑧))	円
--------------------------	---

記入例

和光市防犯灯補助金実績報告書

年 月 日

和光市長 様

団体の名称 わこ自治会
 代表者住所 和光市〇〇1丁目1番1号
 代表者氏名 わこう たろう
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、和光市防犯灯補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業の内容
 < 防犯灯設置事業

該当する防犯灯の種類に
チェックをしてください。

網掛内は記入不要です

独立式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input checked="" type="checkbox"/> LED防犯灯		
	設置場所	和光市 〇〇1丁目1番2号		
	見込額（税込）	① 〇〇〇〇 円	設置基数	〇 基
	積算根拠	① 円 × 1 / 2 = 円		補助金申請額 円②
共架式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input checked="" type="checkbox"/> LED防犯灯		
	設置場所	和光市 〇〇1丁目1番3号		
	見込額（税込）	③ 〇〇〇〇 円	設置基数	〇 基
	積算根拠	③ 円 × 1 / 2 = 円		補助金申請額 円④

▶ 防犯灯修繕事業

修繕	修繕場所	和光市 ○○1丁目1番4号		
	見込額(税込)	⑤	○○○○ 円	修繕基数 ○ 基
	積算根拠	⑤ 円 × 1 / 2 = 円		
		補助金申請額 円⑥		
修繕 (LED 防犯灯へ の交換)	修繕場所	和光市 ○○1丁目1番5号		
	見込額(税込)	⑦	○○○○ 円	修繕基数 ○ 基
	算定根拠	⑦ 円 × 1 / 2 = 円		
		補助金申請額 円⑧		

※ 太線の枠内を記入してください。支出額が確認できる領収書等を添付してください。

事業費合計 (②+④+⑥ (又は⑧))	円
----------------------	---

2 振込先

金融機関名	わこう <input type="checkbox"/> 銀行・ <input type="checkbox"/> 信金・ <input type="checkbox"/> 農協 大和 本店・ <input type="checkbox"/> 支店
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通・当座・貯蓄 0 1 2 3 4 5 6
預金名義	フリガナ ワコジチカイ カイチョウ ワコウ タロウ わこ自治会 会長 わこう たろう

記入の名義と実際の預金名義が異なると、振り込むことができません。必ず名義をご確認ください。

4 『和光市リサイクル活動推進費補助金』の概要

- 制度の概要

資源の有効利用・ごみの減量のため、自治会等が行なう資源リサイクル活動に対して交付される補助金制度です。

- 補助金額

それぞれの資源の回収量×補助金単価で算出される額になります。

※資源別補助金単価については、要綱の別表でご確認ください。(P.71)

- 申請できる団体

市に団体登録をした自治会等の地域住民団体

- 申請時期

年2回(10月5日、3月末日まで)

- 申請方法

次の書類を提出してください。

- ・和光市リサイクル活動推進費補助金交付申請書(様式第3号)
- ・和光市リサイクル活動実施報告書(市役所提出用)(様式第4号)

※様式第4号は複写式の様式になります。様式については担当までお問合せください。

- 申請先

環境課(市役所6階) 郵送可(〒351-0192 広沢1-5)

- 問合せ先

環境課 資源リサイクル担当

電話:048-424-9153

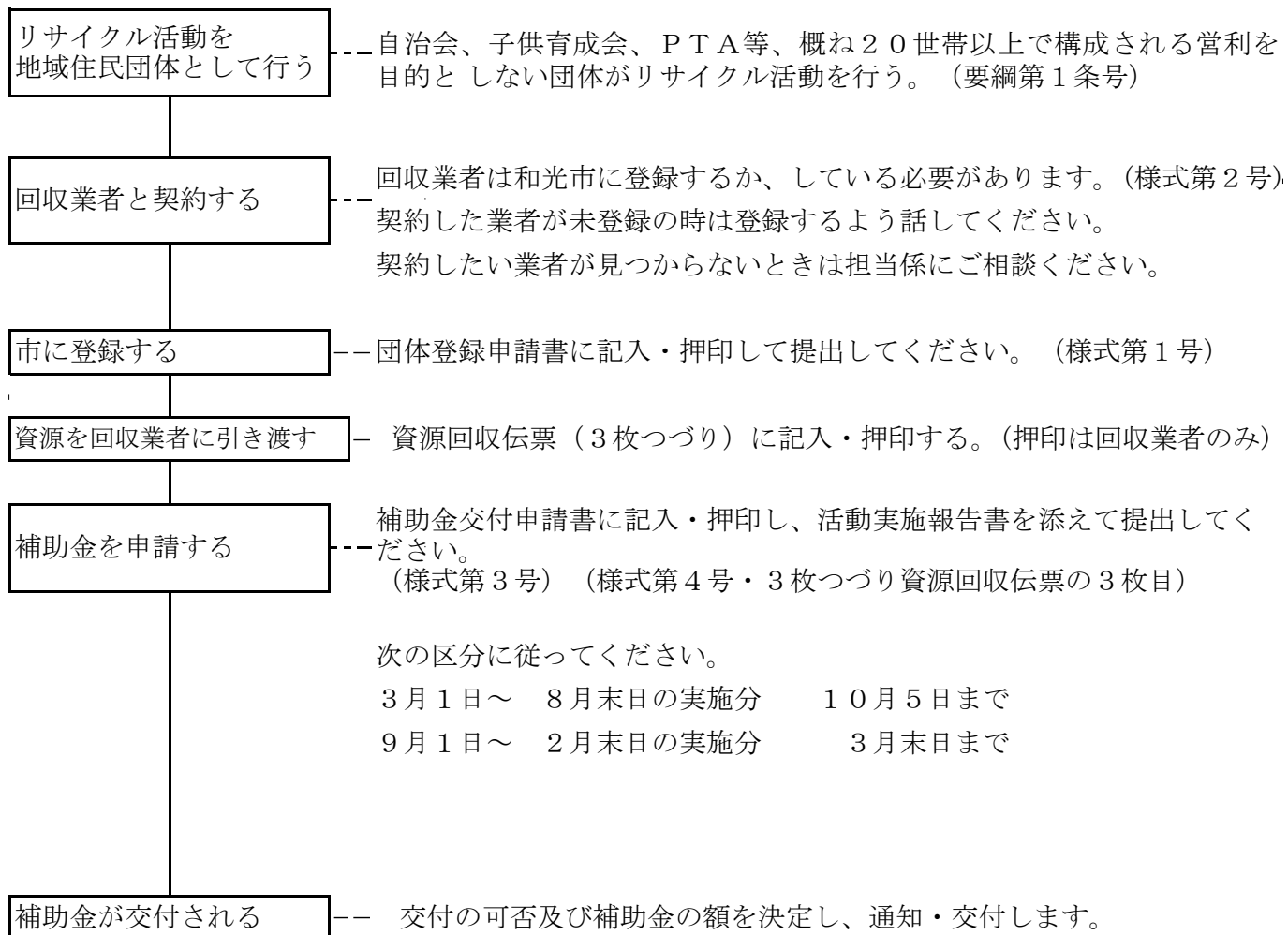
FAX:048-464-1192

メール:c0500@city.wako.lg.jp

補助金交付のながれ

※ 詳しくは和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱をご覧ください。

※ わからないことは環境課までお尋ねください。



※ 補助金を交付する目的(要綱第1条)

資源(市民の日常生活から排出される再資源化又は再利用できる廃棄物)の有効利用、ごみの減量及び生活環境の保全を図るためです。

※ リサイクル活動とは資源を継続的に回収し、回収取扱業者に引渡す活動をいいます。

※ 回収する資源は、市民の日常生活から排出されるもので、集団回収することを認識して排出されたもののみとしてください。

※ 登録内容に変更があったときやリサイクル活動をしなくなったときは、その届けが必要です。(要綱第2条) (様式第1号) (様式第2号)

※ 職権による登録の廃止(要綱第6条) リサイクル活動及び補助金の申請を3会計年度にわたって行わない団体は登録が廃止されます。

記入例

和光市リサイクル活動推進費補助金交付申請書

令和〇年〇〇月〇〇日

和光市長 様

締切日 第1期10月5日・第2期3月31日

団体名 広沢リサイクルの会

代表者 住所 和光市

広沢100-100

フリガナ ニイクラ シロコ

氏名 新倉 白子

印

電話 (048) 123-4567

◎団体の押印は不要になりました

和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

記入漏れ注意

1 交付申請額 2,109円 (=①+②+③+④)

2 内容 報告書の紙類すべての合計kg

区分	数量	補助金単価	申請額 (数量×単価)
紙類	610 kg	4円	2,440円 ①
布類	20 kg	4円	80円 ②
金属類	50 kg	1円	50円 ③
瓶類	23 本	1円	23円 ④

ビール瓶・酒びんすべての合計

3 回収実績 和光市リサイクル活動実施報告書のとおり

4 振込先

取扱金融機関	丸山台 銀行 信用金庫 農協 下新倉 支店	口座番号	普通 987654 No.
フリガナ	ヒロサワリサイクルノカイダイヒョウ ニイクラシロコ		
口座名義人	広沢リサイクルの会代表 新倉白子		

※ 口座名義人は、通帳に記載されているとおりに記入してください。

フリガナの確認をお願いします

提出は3枚綴りの3枚目のみ

集団回収を行なった日付

和光市リサイクル活動実施報告書（市役所提出用）

令和〇年〇〇月〇〇日

◎団体の押印は不要になりました

団体名 広沢リサイクルの会

業者名 松ノ木島リサイクル協会

住所 和光市広沢10-10

住所 諏訪原団地99-99

代表者

氏名 新倉 白子 印

氏名 西大和 南 印

電話 123-4567

電話 999-9999

◎業者の押印は必須です

和光市内においてリサイクル活動を実施し、上記回収取扱業者に下記のとおり引き渡し、確認した事を報告します。

回収品目	種 別	数 量	単 価
紙 類	新 聞	200 kg	
	雑 誌	300 kg	
	ダンボール	100 kg	
	紙 パック	10 kg	
布 類		20 kg	
金 属	アルミ缶	50 kg	
		kg	
ビ ン 類	一升瓶	3本	
	ビール瓶	20本	
		本	
		本	
		本	
合 計		146 kg	
		53本	

この合計が紙類の量となります。

参考 各補助金交付要綱

○和光市自治会補助金交付要綱

昭和55年2月12日

告示第6号

改正 昭和57年7月24日告示第92号

平成14年5月1日告示第69号

平成14年5月23日告示第80号

平成17年3月1日告示第25号

平成24年3月30日告示第68号

平成27年5月12日告示第99号

平成28年3月24日告示第56号

平成31年4月17日告示第96号

令和元年7月8日告示第141号

令和3年10月21日告示第269号

令和4年3月17日告示第50号

令和5年3月23日告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、地域活動を継続的に行っている自主的に結成された地区団体（以下「自治会」という。）に対し、予算の範囲内で和光市自治会補助金（以下「補助金」という。）を交付することによって、自治会組織の健全な育成を促進し、豊かな地域社会づくりを図ることを目的とする。

2 前項に規定する補助金の交付については、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の額等)

第2条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、自治会に加入している世帯の数（以下「加入世帯数」という。）に500円を乗じて得た額に次の表の左欄に掲げる加入世帯数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助金額を加算して得た額とする。

加入世帯数	補助金額
50世帯以下	7,000円
51世帯から99世帯まで	15,000円
100世帯から200世帯まで	30,000円
201世帯から500世帯まで	40,000円
501世帯以上	50,000円

2 加入世帯数は、毎年4月1日現在のものとする。ただし、年度途中で次条の規定による届出をした自治会については、当該届出をした日における当該自治会の加入世帯数とする。

3 補助金の交付は、1年度当たり1自治会に対し、1回とする。

4 年度途中で次条の規定による届出をした自治会に対する補助金額の算定は、当該届出をした日の属する月から月割りをもって行う。この場合において、補助金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(自治会登録の届出)

第3条 補助金の交付を受けようとする自治会の代表者（以下「自治会長」という。）は、自治会登録届（様式第1号）に自治会規約の写し及び自治会会員名簿を添えて、市長に届け出なければならない。

(規約等の改正届出)

第4条 自治会長は、前条の規約を変更したとき又は役員に異動があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 自治会長は、補助金を受けようとするときは、当該年度の6月30日までに（当該年度の7月1日以後に設立した自治会は第3条の規定による届出後速やかに）自治会補助金交付申請書兼請求書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 自治会会員名簿又はそれに準ずるもの
- (2) 当該年度の事業計画書及び予算計画書
- (3) 前年度の事業報告書及び決算報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、自治会補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請をした自治会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知後速やかに補助金を交付するものとする。

（報告及び調査の協力）

第7条 補助金の交付を受けた自治会（以下「交付自治会」という。）の自治会長は、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の6月30日までに、事業報告書及び決算報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、交付自治会は、市長が補助金に関し報告を求めた場合又は当該職員をして補助金に関する帳簿及び書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、交付自治会が第1条の目的に反する使途に補助金を使用したと認めたととき又は補助対象事業を実施しなかったときは、当該交付自治会に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備及び保管）

第9条 交付自治会は、補助金に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、既に市に自治会として登録されている自治会については、この要綱第3条に規定する設立届、自治会規約の写し及び会員名簿を省略することができる。

附 則（昭和57年告示第92号）

この告示は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（平成14年告示第69号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年告示第80号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年告示第25号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第68号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第99号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第56号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第96号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年告示第141号）

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和3年告示第269号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市自治会補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年告示第57号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市自治会補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

- 3 この告示による改正後の和光市自治会補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

様式第1号(第3条関係)

自治会登録届

自治会の名称	自治会
設立年月日	年 月 日
組織の地域	和光市
事務所の所在	和光市 電話 ()
代表者の住所氏名	(住所)和光市 (氏名)
添付書類	1 自治会規約の写し 2 自治会会員名簿
上記のとおり自治会を登録したいので、和光市自治会補助金交付要綱第3条の規定により届け出ます。 年 月 日 和光市長 様 代表者 住 所 _____ 氏 名 _____	

様式第2号（第5条関係）

自治会補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

和光市長 様

自治会名
会長名

自治会補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日現在の自治会加入世帯数			世 帯
交 付 申 請 額	団 体 補 助	世 帯 割 _____世帯 × 500円	① 円
		規 模 割	②(1)~(5)の該当する金額 円
	(1) 50世帯以下	7,000円	
	(2) 51~99世帯	15,000円	
	(3) 100~200世帯	30,000円	
	(4) 201~500世帯	40,000円	
(5) 501世帯以上	50,000円		
合 計			①+② 円

添付書類

- (1) 自治会会員名簿又はそれに準ずるもの
- (2) 当該年度の事業計画書及び予算計画書
- (3) 前年度の事業報告書及び決算報告書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助金は、次の金融機関の口座へ振り込んでください。

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行	支店
	口 座 番 号	普通・当座	
	フ リ ガ ナ		
	預 金 名 義		

様式第3号（第6条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

自治会補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった自治会補助金について、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1 自治会名

2 交付決定額

円

(内訳)

(1) 世帯割

円

(2) 規模割

円

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

○和光市自治会合併補助金交付要綱

令和2年8月4日

告示第211号

(目的)

第1条 この告示は、自治会の組織基盤の強化を図り、自治会活動及び地域コミュニティの活性化に資するため、合併自治会に対し、予算の範囲内において和光市自治会合併補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する補助金の交付については、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会 和光市自治会補助金交付要綱（昭和55年告示第6号）第1条に規定する自治会のうち、同要綱第3条の規定に基づき、自治会登録の届出をした自治会をいう。

(2) 自治会の合併 2以上の隣接又は近接している自治会が合併し、1の自治会となることをいう。

(3) 合併自治会 自治会の合併により新たに設立された自治会をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の対象となる自治会は、令和2年4月1日以降に合併自治会となったもの（合併自治会が分離をし、その分離後の自治会がそれぞれ当該分離前の自治会と再度自治会の合併をしたものを除く。）のうち、補助金の交付を受けた日から5年以内に複数の自治会に分離しないものであって、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、合併自治会を設立する前の令和2年4月1日以降の自治会の数に10万円を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする合併自治会は、和光市自治会合併補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、自治会の合併があった日から起算して

1年以内に市長に申請しなければならない。

- (1) 自治会が合併することについて総会で議決したことを証する書類又はこれに準ずるもの
- (2) 合併自治会の事業計画書及び予算計画書
- (3) 合併自治会の会員名簿又はこれに準ずるもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、和光市自治会合併補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした合併自治会（以下「申請自治会」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、速やかに申請自治会に補助金を交付するものとする。

（補助金の実績報告）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付を受けた申請自治会（以下「交付自治会」という。）は、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の翌年度の6月末日までに、和光市自治会合併補助金実績報告書（様式第3号）に当該年度の事業報告書、決算報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた交付自治会があったとき、又は、補助金の交付を受けた日から5年以内に複数の自治会に分離した交付自治会があったときは、当該交付自治会に対し、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（書類の整備及び保管）

第9条 交付自治会は、交付を受けた補助金に係る収入、支出等を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

和光市長 あて

自治会名
会長名

和光市自治会合併補助金交付申請書兼請求書

年度、和光市自治会合併補助金の交付を受けたいので、和光市自治会合併補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 自治会の合併した日
- 3 合併前の自治会名
- 4 合併後の自治会名
- 5 添付書類
 - (1) 自治会が合併することについて総会で議決したことを証する書類又はこれに準ずるもの
 - (2) 合併自治会の事業計画書及び予算計画書
 - (3) 合併自治会の会員名簿又はこれに準ずるもの
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

補助金の交付は、次の金融機関の口座へ振り込んでください。

振 込 先	金融機関名	銀行	支店
	口座番号	普通・当座	
	フリガナ		
	預金名義		

様式第2号（第6条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

和光市自治会合併補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった和光市自治会合併補助金の交付について、和光市自治会合併補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することと決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

和光市長

あて

自治会名

会長名

和光市自治会合併補助金実績報告書

年 月 日付で 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた和光市自治会合併補助金について、和光市自治会合併補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり報告します。

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

○和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

平成17年5月31日

告示第86号

改正 平成18年5月23日告示第73号

平成20年3月27日告示第45号

平成25年3月29日告示第49号

平成27年4月1日告示第68号

令和3年3月1日告示第38号

令和3年7月28日告示第200号

令和5年9月21日告示第228号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の自主的な防災活動の促進を図るため、自治会等を単位とした組織（以下「自主防災組織」という。）の防災活動に対し、予算の範囲内において和光市自主防災組織活動事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象組織)

第2条 補助の対象となる組織は、市内に住所を有するおおむね20世帯以上で構成される次に掲げる自主防災組織とする。

- (1) 自治会を単位とするもの
- (2) その他市長が特に認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災に関する訓練を行う事業及び防災知識を普及するために行う事業（以下「防災訓練・啓発事業」という。）
- (2) 別表に定める防災資機材の購入及び修理等を行う事業（以下「防災資機材整備事業」という。）

(補助金の額)

第4条 自主防災組織への補助金の額は、次の表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

補助対象事業	補助金の額及び補助限度額
防災訓練・啓発事業	当該事業に要する経費の額、150円に当該自主防災組織の世帯数を乗じて得た額又は10万円のいずれか少ない額
防災資機材整備事業	当該事業に要する経費の額に4分の3を乗じて得た額又は15万円のいずれか少ない額

2 前項に規定する補助金の額の算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日現在のものとする。ただし、年度途中で設立の届出をした自主防災組織については、当該届出をした日における当該自主防災組織の世帯数とする。

(自主防災組織の設立等)

第5条 自主防災組織を設立したときは、その代表者は、和光市自主防災組織設立届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 組織の規約
- (2) 自治会を単位とする組織以外の組織にあっては、組織を構成する世帯の名簿又は世帯数が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 自主防災組織の代表者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 組織の代表者
 - (2) 組織の規約
- (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、補助金を受けようとする年度の9月末日までに、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請(次条において「交付申請」という。)は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに同一年度内において1回限りとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当

該交付申請をした自主防災組織に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主防災組織は、補助対象事業が完了したときは、和光市自主防災組織活動実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、第3条各号に掲げる補助対象事業の区分ごとに行うことができる。

(補助金の交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告の内容が適正であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付額確定通知書(様式第5号)により当該報告をした自主防災組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(書類の保管)

第10条 補助金の交付を受けた自主防災組織は、当該補助金に係る証拠書類を当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、第7条の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 第9条第2項の規定により補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(助言、指導等)

第12条 市長は、自主防災組織に対して、補助対象事業の適正な実施に必要な助言、指導等を行うことができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年告示第73号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年告示第45号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第49号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第68号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年告示第38号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第200号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年告示第228号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表（第3条関係）

種別	品目
倉庫	防災用資機材倉庫
救出・救護・避難用具	ブルーシート・テント・担架・車椅子・リヤカー・発電機・ガソリン携行缶・投光器・災害用トイレ用品

給食用具	鍋・かまど・コンロ・備蓄燃料・調理器具・食器
初期消火用具	バケツ・消火器（詰替えを含む。）・可搬式ポンプ・スタンドパイプ・消火ホース
医薬品・感染症対策	救急箱・備蓄医薬品・マスク・フェイスシールド・手袋・アルコール消毒液
その他	市長が必要と認めるもの

備考

- 1 家庭用スプレー消火器の購入及び廃棄に係る費用は補助対象外とする。
- 2 購入した資機材は個人貸与をせず、通常時はまとめて保管し、災害時及び訓練時にのみ使用すること。
- 3 種別の項のうちその他に該当する物品の購入を検討する場合は、市長と事前に協議し、許可を受けること。

様式第1号（第5条関係）

和光市自主防災組織設立届

年 月 日

和光市長 様

代表者 住所
氏名
電話番号

自主防災組織を設立したので、和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

自主防災組織の名称	
設立年月日	年 月 日
組織を構成する 自治会等	自治会の名称
	自治会以外の団体の名称
組織の世帯数	世帯
事務所	住所 電話番号
添付書類	1 組織の規約 2 組織を構成する世帯数が確認できる書類 3 その他 ()

様式第2号（第6条関係）

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書

年 月 日

和光市長 様

自主防災組織の名称

代表者住所

代表者氏名

電話番号

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 世帯数 _____ 世帯

2 補助対象事業の内容

(1) 防災訓練・啓発事業

実施目的	
実施内容	<input type="checkbox"/> 避難誘導訓練 <input type="checkbox"/> 救出・救護訓練 <input type="checkbox"/> 防災資機材を活用した訓練 <input type="checkbox"/> 災害シミュレーション訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する講演等の実施 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 <input type="checkbox"/> 給水訓練 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者対策訓練 <input type="checkbox"/> 防災に関する資料展示
実施予定日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
実施予定場所	
参加予定人数	世帯 人

(2) 防災資機材整備事業

保管場所 _____

整備内容 以下の表に該当する種別及び品名に○を付けてください。

種別	品名
倉庫	防災用資機材倉庫
救出・救護・避難用具	ブルーシート・テント・担架・車椅子・リヤカー・ 発電機・ガソリン携行缶・投光器・災害用トイレ用品
給食用具	鍋・かまど・コンロ・備蓄燃料・調理器具・食器
初期消火用具	バケツ・消火器(詰替え含む)・可搬式ポンプ・スタン ドパイプ・消火ホース
医薬品・感染症対策	救急箱・備蓄医薬品・マスク・フェイスシールド・ 手袋・アルコール消毒液
その他	

3 事業費の内訳

(1) 防災訓練・啓発事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			ア 円
補助限度額	150円× 世帯 又は10万円のいずれか少ない額		イ 円
補助金申請額（アとイのうち、少ない額）			① 円

(2) 防災資機材整備事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			ウ 円
補助限度額	ウ 円の4分の3（小数点以下 切捨て）又は15万円のいずれか少ない額		エ 円
補助金申請額（エの額）			② 円

(3) 合計（上記①②の計） _____ 円

様式第3号（第7条関係）

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和光市自主防災組織活動事業費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 自主防災組織の名称 _____

2 補助金交付決定額

内訳	防災訓練・啓発事業	円
	防災資機材整備事業	円
合 計		円

2 事業費の内訳

(1) 防災訓練・啓発事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円
合計又は補助金交付決定額のいずれか少ない額			① 円

(2) 防災資機材整備事業

種類	単価	個数	計
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
	円		円
合計			円
合計の4分の3(小数以下切捨て)又は 補助金交付決定額のいずれか少ない額			② 円

(3) 合計(上記①②の計) _____ 円

3 添付書類

- (1) 写真(実施した事業(複数の事業について報告する場合は、そのすべての事業)の様子がわかるもの)
- (2) 領収書(支出額が確認できるもの)
- (3) 明細書又は納品書(品目が確認できるもの)

4 振込先

金融機関名	銀行・信金・農協	本店・支店
口座番号	普通・当座・貯蓄 ()	
預金名義	フリガナ	

様式第5号（第9条関係）

文書記号第 _____ 号
年 月 日

様

和光市長

和光市自主防災組織活動事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった和光市自主防災組織活動事業費補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 自主防災組織の名称 _____

2 交付確定額

内訳	防災訓練・啓発事業	円
	防災資機材整備事業	円
合 計		円

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

○和光市防犯灯補助金交付要綱

平成17年5月31日

告示第87号

改正 平成18年3月13日告示第29号

平成24年3月30日告示第64号

平成25年3月29日告示第45号

令和3年7月28日告示第201号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内における犯罪の発生を防止するとともに私道の通行の安全を確保するため、市内の住民で構成されている自治会等の団体（以下「地域団体等」という。）が私道に防犯灯を設置し、及び当該防犯灯を修繕することに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(設置等の対象となる私道)

第2条 防犯灯の設置等の対象となる私道は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規程する道路以外の道路（マンション等の集合住宅の敷地内における通路等は含まない。）で、その敷地が私有地で現に一般交通用に供され、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 幅員が1.5メートル以上のもの

(2) 両端又は一端が公道又は幅員1.5メートル以上の私道に接しているもの

(3) 私道に接する住居が2戸以上のもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 防犯灯設置事業

ア 独立式（新規に共架施設の設置を伴う方式をいう。） 防犯灯1基につき当該設置に要した費用の2分の1の額とし、蛍光灯・水銀灯防犯灯にあつては8万円を、LED防犯灯にあつては10万円を限度とする。

イ 共架式（既設の電柱等共架施設に照明器具の設置を伴う方式をいう。） 防犯灯1

基につき当該設置に要した費用の2分の1の額とし、蛍光灯・水銀灯防犯灯にあっては3万円を、LED防犯灯にあっては4万円を限度とする。

(2) 防犯灯修繕事業

防犯灯1基につき当該修繕に要した費用（電灯の交換に要する費用を除く。）の2分の1の額とし、1万円を限度とする。ただし、防犯灯の修繕に当たり蛍光灯・水銀灯防犯灯をLED防犯灯に交換する場合は、防犯灯1基につき当該交換に要した費用の2分の1の額とし、2万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする地域団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、和光市防犯灯補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付する旨の決定をしたときは、和光市防犯灯補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第6条 前条に規定する決定通知書を受けた代表者は、補助対象事業完了後速やかに和光市防犯灯実績報告書（以下「実績報告書」という。）（様式第3号）に工事費又は修繕費を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の確定通知）

第7条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、和光市防犯灯補助金額確定通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付申請の内容に不正があると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（書類等の整備）

第9条 代表者は、補助対象事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿類を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助金の交付決定に係る会計年度の翌会計

年度から5年間保管しなければならない。

(再助成の制限)

第10条 この補助金を活用して整備した防犯灯は、事業完了後、5年を経過しなければ再助成を申請することはできない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年告示第29号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第64号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年告示第45号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第201号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の和光市防犯灯補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

和光市防犯灯補助金交付申請書

年 月 日

和光市長 様

申請者 団体の名称
代表者住所
代表者氏名
電話番号

和光市防犯灯補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

補助対象事業の内容

(1) 防犯灯設置事業

独立式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	見込額（税込）	①	円	設置基数	基
	積算根拠	①		円 × 1 / 2 =	円
		補助金申請額		円②	
共架式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	見込額（税込）	③	円	設置基数	基
	積算根拠	③		円 × 1 / 2 =	円
		補助金申請額		円④	

(2) 防犯灯修繕事業

修繕	修繕場所	和光市			
	見込額(税込)	⑤	円	修繕基数	基
	積算根拠	⑤ 円 $\times 1/2 =$ 円			
		補助金申請額			円⑥
修繕 (LED 防犯灯へ の交換)	修繕場所	和光市			
	見込額(税込)	⑦	円	修繕基数	基
	算定根拠	⑦ 円 $\times 1/2 =$ 円			
		補助金申請額			円⑧

※ 太線の枠内を記入してください。見込額が確認できる見積書等を添付してください。

補助金申請額合計 (②+④+⑥ (又は⑧))	円
--------------------------	---

様

和光市長

和光市防犯灯補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった和光市防犯灯補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象団体の名称 _____

2 補助金交付決定額

内訳	防犯灯設置事業（独立式）	円
	防犯灯設置事業（共架式）	円
	防犯灯修繕事業	円
合 計		円

和光市防犯灯補助金実績報告書

年 月 日

和光市長 様

団体の名称
 代表者住所
 代表者氏名
 電話番号

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、和光市防犯灯補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の内容

(1) 防犯灯設置事業

独立式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	見込額（税込）	①	円	設置基数	基
	積算根拠	①			円
補助金申請額			円②		
共架式	防犯灯の種類	<input type="checkbox"/> 蛍光灯・水銀灯防犯灯 <input type="checkbox"/> LED防犯灯			
	設置場所	和光市			
	見込額（税込）	③	円	設置基数	基
	積算根拠	③			円
補助金申請額			円④		

(2) 防犯灯修繕事業

修繕	修繕場所	和光市			
	見込額(税込)	⑤	円	修繕基数	基
	積算根拠	⑤ 円 × 1 / 2 = 円			補助金申請額
修繕 (LED 防犯灯へ の交換)	修繕場所	和光市			
	見込額(税込)	⑦	円	修繕基数	基
	算定根拠	⑦ 円 × 1 / 2 = 円			補助金申請額

※ 太線の枠内を記入してください。支出額が確認できる領収書等を添付してください。

事業費合計 (②+④+⑥ (又は⑧))	円
----------------------	---

2 振込先

金融機関名	銀行・信金・農協	本店・支店
口座番号	普通・当座・貯蓄	
預金名義	フリガナ	

文書記号第 号
年 月 日

様

和光市長

和光市防犯灯補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった和光市防犯灯補助金について、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 補助対象団体の名称 _____

2 補助金交付確定額

内訳	防犯灯設置事業（独立式）	円
	防犯灯設置事業（共架式）	円
	防犯灯修繕事業	円
合 計		円

和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱

制定	平成	2年	7月	1日	告示第	52号
改正	平成	3年	5月	14日	告示第	24号
	平成	5年	4月	2日	告示第	23号
	平成	13年	3月	27日	告示第	32号
	平成	14年	7月	1日	告示第	102号
	平成	15年	2月	24日	告示第	21号
	平成	18年	1月	11日	告示第	7号
	平成	20年	6月	30日	告示第	130号
	平成	23年	4月	1日	告示第	34号
	令和	8年	2月	2日	告示第	26号

(目的)

第1条 この告示は、市民の日常生活から排出される再資源化又は再利用できる廃棄物（以下「資源」という。）を継続的に回収し、市に登録した回収取扱業者に引渡す活動（以下「リサイクル活動」という。）を行う市内の地域住民団体（自治会、PTAその他これらに類する営利を目的としない団体をいう。以下同じ。）に対し、和光市リサイクル活動推進費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することにより、資源の有効利用、ごみの減量及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

(登録等)

第2条 リサイクル活動を実施する地域住民団体は、和光市リサイクル活動実施団体登録（変更・廃止）申請書（様式第1号）により、市に登録するものとする。

2 リサイクル活動に参加協力する回収取扱業者は、和光市リサイクル活動回収取扱業者登録（変更・廃止）申請書（様式第2号）により、市に登録するものとする。

3 前2項の申請に係る事項を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(回収品目及び補助金の単価)

第3条 資源として回収する品目及び補助金の単価は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする地域住民団体は、和光市リサイクル活動推進費補助金交付申請書（様式第3号）に、和光市リサイクル活動実施報告書（様式第4号）を添えて、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 3月1日から8月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 10月5日

(2) 9月1日から2月末日までに実施したリサイクル活動の補助金交付申請 3月末日
(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請の提出があったときは、交付の可否及び補助金の額を決定し、速やかに和光市リサイクル活動推進費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、代表者に通知するものとする。

(職権による登録の廃止)

第6条 市長は、リサイクル活動及び補助金の申請を3会計年度にわたり行わない団体の登録を職権により廃止することができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成3年度の補助金申請から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の和光市リサイクル活動推進費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる和光市リサイクル活動推進費補助金の申請について適用し、同日前に行われた和光市リサイクル活動推進費補助金の申請については、なお従前の例による。

別表 (第3条関係)

区分品目	主な回収品	補助金単価
紙 類	新聞紙、雑誌、ちらし、段ボール	1キログラムにつき4円
布 類	衣類、カーテン地、シーツ類等	1キログラムにつき4円
金 属 類	空き缶、鉄くず、その他の金属くず	1キログラムにつき1円
瓶 類	飲料瓶(ビール、酒、ジュース、コーラ、サイダー、しょうゆ)	1本につき1円

(注1) それぞれの品目において、1キログラム未満の端数があるときには、これを

切捨てるものとする。

(注2) 瓶類については、再使用できるものに限るものとする。